

**北海道新幹線 ^{くっちゃん} 倶知安駅高架橋工事における形質変更時要届出区域
の指定の解除について**

北海道新幹線倶知安駅高架橋工事において、工事着手前に土壤汚染の自主的な調査を実施した結果、土壤汚染対策法による基準値を上回る鉛が一部区域の土壤から検出され、令和5年4月14日に北海道より土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域※に指定されました。

指定区域内において土壤汚染対策法による基準値を上回る鉛が検出された土壤の除去が完了し、北海道へ報告したところ、本日、北海道より土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域※の指定が解除されましたのでお知らせいたします。

※ 汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域です。当該土地の形質を変更しようとするときは、着手前に都道府県知事等に届出を行わなければならないとされています。

記

1. 形質変更時要届出区域の指定が解除された位置

虻田郡倶知安町南三条西四丁目2番1の一部（面積112.5m²）

2. 除去を行った土壤の調査結果

【検出物質】

鉛 溶出量：0.001mg/L（基準値0.01mg/L）

含有量：160～190mg/kg（基準値150mg/kg）

<本件に関するお問合せ先>
北海道新幹線建設局 総務部 広報・渉外課
TEL 011-231-3456